

平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の
暴風雨及び豪雨による災害にかかる取扱いについて

(任意継続加入者用)

●保健関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

災害見舞品

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける任意継続加入者には、災害見舞品（セレクションギフト）に代えて現金 3 万円を送金します。（請求手続きは不要です。）

【問い合わせ先】

共済事業本部及び各ガーデンパレス共済業務課

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)
札幌ガーデンパレス	011 (222) 6234 (直通)
仙台ガーデンパレス	022 (299) 6231 (直通)
名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1388 (直通)
大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9701 (直通)
広島ガーデンパレス	082 (262) 1134 (直通)
福岡ガーデンパレス	092 (752) 0651 (直通)